

## 第1条(名称)

本会は、正式名を「神戸大学大学院経営学研究科 社会人博士課程後期課程同窓会」とし、通称「Ph.D. Cafe」と称する。なお、英文名は、Ph.D. alumni association of Graduate School of Business Administration, Kobe University とする。

## 第2条(目的)

本会は、会員相互の親睦、情報交換などによる会員の学位取得や研究支援などを通じ、学問、産業界、社会全体の発展の寄与、ならびに神戸大学、神戸大学大学院経営学研究科および関連組織の充実・発展に寄与することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は、第二条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 会員の学位取得および研究継続のための支援
- (2) 会員に向けた情報発信および会員相互の情報交換の支援
- (3) 会員同士の親睦および資質向上をはかるための行事の企画・実行
- (4) 神戸大学、神戸大学大学院経営学研究科および関連組織の充実・発展に寄与する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第4条(会員)

1. 本会の会員は、正会員、準会員および特別会員とし、次の要件を満たす者のうち、本会に会員登録された者とする。

(1) 正会員の資格を有するものは、神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程に、社会人学生の募集要項（以下、「社会人 Ph.D.コース」と記す）に従って編入学・進学した者とする。

(2) 準会員の資格を有するものは、次の要件のうち、一を満たす者とする。

a. 神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程に、一般学生の募集要項（以下、「一般 Ph.D.コース」と記す）に従って編入学・進学した者

b. 入会時に神戸大学大学院経営学研究科博士課程前期課程（以下、「一般前期コース」と記す）に所属する者

c. 社会人 Ph.D.コースへの編入学・進学を目指す者  
（出身大学・出身大学院は問わない）

d. 博士の学位を有する者（取得大学、取得分野は問わない）

(3) 特別会員の資格を有するものは、神戸大学大学院経営学研究科の教員（過去に神戸大

学大学院経営学研究科の教員であった者も含む)とする。

2. 正会員の要件を満たす者は、準会員または特別会員の要件を同時に満たす場合でも正会員とする。準会員および特別会員の要件を同時に満たす者の会員の区分は本人の希望によって決定する。

#### 第5条(役員)

本会には次の役員を置く。

- (1) 代表（一名）：正会員の中から選出され、本会を代表し統轄する。
- (2) 副代表（一名以上）：正会員の中から選出され、代表を補佐する。必要な場合は代表を代行する。
- (3) 理事（若干名）：会員の中から選出され、代表、副代表を補佐するとともに、本会の運営に必要な業務をおこなう。
- (4) 会外理事（若干名）：本会の運営に密接に関係のある団体から選出され、代表、副代表を補佐するとともに、本会の運営に必要な業務をおこなう。会外理事は本会の会員であることを問わないが、会外理事在任中は当該団体の会員であることを要する。
- (5) 監査（一名）：会員の中から選出され、本会の会務および会計を監査する。

#### 第6条(役員を選任および任期)

- (1) 本会の役員は選挙において選出され、総会において任命される。選出された役員の間選で、代表、副代表、監査が選出され、総会において任命される。選挙の方法は細則において定める。
- (2) 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第7条(入会)

本会に入会を希望する者は、定められた手続きにしたがって入会申込をしなければならない。入会手続きについては細則において定める。

#### 第8条(退会)

会員が次の一の事項に該当した場合、その時点で本会を退会したものとみなす。

- (1) 退会の申し出があり、代表が確認したとき。
- (2) 会員が死去したとき。
- (3) 会費を定められた納期までに納入しなかったとき。
- (4) 当会から連絡がとれなくなってから一年が経過したとき。
- (5) 第4条1にさだめる会員資格を喪失したとき。

## 第 9 条(除名)

会員が本会の名誉を傷つけたり、本会の目的に反する行為をおこなったとき、役員会の議決で当該会員の会員資格を停止し、総会の議決によりこの会員を除名することができる。

## 第 10 条(総会)

1. 総会は本会の会員によって構成される。
2. 総会は本会の最高議決機関で、通常総会と臨時総会を持つ。通常総会は、原則として毎年度 1 回以上代表が招集する。また、代表が必要と認めたときに、臨時総会を招集することができる。
3. 総会での議決事項は次のとおりとする。
  - (1) 会則の改定
  - (2) 役員の任命
  - (3) 事業計画、予算案
  - (4) 分科会、支部、プロジェクトの活動計画の承認
  - (5) その他、総会での議決が必要であると役員会が決定した事項
4. 総会での議決権は正会員のみが有する。
5. 総会の開催方法については細則において定める。

## 第 11 条(役員会)

役員会は総会に次ぐ議決機関で、代表が必要に応じて招集し、正副代表の責任においてこれを運営する。

## 第 12 条(分科会、支部およびプロジェクト)

- (1) 特定の形態や地域での活動又は特定問題を扱う機関として、総会の議決により分科会および支部を、また、役員会の議決によりプロジェクトを設置する。
- (2) 分科会、支部あるいはプロジェクトには、それぞれ責任者を置く。
- (3) 分科会、支部あるいはプロジェクトの運営は、総会で活動計画の承認を受ける。また実績を総会および役員会で報告する。

## 第 13 条(会計)

- (1) 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。会計担当理事は各事業年度単位に会計報告書を作成し、監査の承認を得た上で総会に報告する。
- (2) 本会の運営を賄うため、会員から入会金および年会費を徴収する。納入済みの入会金、年会費は誤納を除き返却しないものとする。  
ただし、入会金および年会費については、当面の間これを徴収しない。

#### 第 14 条(業務の委託)

本会の運営を円滑におこなうために、業務の一部を社団法人凌霜会に委託する。委託する事項については、細則において定める。

#### 第 15 条(細則)

本会を円滑に運営するために別に細則を定める。

#### 第 16 条(改正)

この会則は総会の決議により改正される。また、細則は役員会の決議により改正される。

#### 第 17 条(会則に定めのない事項)

本会則および細則に定めのない事項については、役員会の討議により扱いが決定される。

#### 付則

1. 本会の設立日は、2009年8月1日とする。
2. 本会設立後、第一回総会によって本会則が議決されるまでの経過措置として、次の事項を定める。
  - (1) 本会則制定後から本会則が第一回総会で議決されるまでの間、本会の運用は本会則にしたがって執行される。ただし、第一回総会が開催されるまでの間は、役員会を本会の最高議決機関とする。したがって第10条3および、第16条において定める総会での議決事項は、第一回総会開催までは役員会の議決事項とする。
  - (2) 第一回総会が開催されるまでの間の役員会は、本会の発起人らによって構成される幹事会を移行する。
  - (3) 第一回総会が開催されるまでの間の役員を選任に関する事項は細則において定める。したがって第6条において定める役員を選任および任期については細則の定めを優先する。

制定:2009年10月10日

改正:2011年5月5日

改正:2013年2月1日